

平成十八年一月三十日提出
質問第一一九号

耐震偽装に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

耐震偽装に関する質問主意書

一 平成十七年十月七日に、国土交通省にイーホームズ職員を名乗る男性から匿名電話があった。そこでお尋ねする。

1 この電話の内容はどんなものか。

2 イーホームズの新宿支店と池袋支店で、天空率を見ていないところがあるという趣旨の内容はあったのか。

3 国土交通省の事務次官が本年一月二十三日十四時からの記者会見で、匿名電話によって十月二十四日に国土交通省がイーホームズに立ち入り検査をした際に、イーホームズは天空率をチェックしていたと、いうことを発言している。本当か。

国土交通省は十月二十四日に、イーホームズの新宿支店、池袋支店で、天空率はきちんとチェックされていると、どのような手段で確認したのか。十月二十四日に、天空率をチェックするために新宿、池袋両支店でそれぞれ図面など何物件分を国土交通省は再チェックしたのか。国土交通省が天空率をチェックした物件すべての建築確認日をお示し願いたい。

事務次官の「十月二十四日には検査をして（イーホームズは）天空率の方はチェックはしていた」という発言は間違いではないのか。

なぜ、匿名電話から緊急立ち入り検査まで二週間以上も要したのか。

4 十月二十四日には、イーホームズは耐震偽装を確認しているにもかかわらず、なぜ、同日の立ち入り検査で国土交通省は見抜けなかったのか。

二 平成十七年十一月十五日に、伊藤公介代議士が、ヒューザー小嶋社長らと国土交通省を訪問した。

1 アポイントはいつ誰に電話があったのか。

2 伊藤代議士と面談した国土交通省の職員の氏名役職をすべてお示し願いたい。

3 国土交通省職員がイーホームズから偽装の報告を受けた日時と、同じ課の小川課長がそれを知った日時をお示し願いたい。この時間の差はなぜ生まれたのか。

4 北側大臣に耐震偽装に関する情報をはじめて報告したのはいつか。

5 当日、伊藤代議士との面談を開始した時刻と、大臣に報告した時刻をお示し願いたい。なぜ、伊藤代議士の面談の日に、大臣に耐震偽装関連の報告を上げたのか。

6 国土交通省は十一月十七日に耐震偽装を公表したが、この公表方針を決めた日時はいつか。

7 伊藤代議士とヒューザー小嶋社長が同席した際の、会談の内容を発言者ごとに詳細にお教え願いたい。加えて「住民への告知・公表に当たっては危険性の確認を十分行うなど慎重に対処してもらいたい」との趣旨の発言はあったか。あれば、その詳細もお教え願いたい。

8 伊藤代議士が、単独で国土交通省の職員と面談した際の日時と、発言者ごとの発言内容を詳細にお示し願いたい。

三 国土交通省は、イーホームズとのメールのやり取りを公表した。どのような法令上の根拠で公表したのか。これが公表できるならば、ヒューザーや政治家（秘書も含む）、偽装物件に係る建築主、確認検査機関、設計事務所、施工業者等とのメール、FAX、電話、面談記録なども公表すべきと考えるがいかがか。公表できない場合は、公表できるものと、できないものを特定した上で、公表できない基準はどのようなものか。法令も含めてお示し願いたい。

四 国土交通省の姉齒聴聞では、姉齒氏は三社から圧力を受けたと話しているのか否か。
お答えいただけない場合は、その詳細な法的理由をお示し願いたい。

五 国土交通省が話を聞いた、耐震偽装物件に係わった、建築主、施工者、設計事務所、確認検査機関等関係者の組織名を日時とともにすべてお示し願いたい。

それぞれの議事録あるいは内容のメモを公表するか否か。すべて公表できない場合は、公表できるものとできないものを特定願いたい。

情報公開法などには、公益上の理由による裁量的開示や、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示すべしとの趣旨の規定もある。これらの情報公開の規定も含めて、公表できない案件については、それぞれ、詳細に法令条文と理由をお示し願いたい。

六 すべての確認検査機関への国家公務員（課長以下も含む）の天下り（再就職）実態を確認検査機関名ごとにお示し願いたい。（検査機関での役職、就任月日、元の省庁名と役職などを含む。）これは問題はないのか。

七 以上の実態を把握して、明らかにした上で、耐震偽装問題での政府の責任の是非に関して内閣の見解を問う。

右質問する。